

一般社団法人青森県建設業協会定款

平成 25 年 4 月 1 日一般社団法人設立
令和 3 年 5 月 27 日一部変更

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人青森県建設業協会（以下「本協会」という。）と称する。

(事務所)

第 2 条 本協会は、主たる事務所を青森県青森市に置く。

(支 部)

第 3 条 本協会は、青森市、弘前市、八戸市、黒石市、五所川原市、十和田市、むつ市及び鯨ヶ沢町に支部を置く。

2 支部の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 4 条 本協会は、建設業界の健全な発展と地位の向上を図るとともに、社会資本の整備の推進に貢献し、もって青森県産業の振興発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 5 条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 建設業の技術の向上及び経営の改善に関する調査研究及び指導奨励
- (2) 建設業に関する法制及び施策の調査研究及び建議
- (3) 建設業に関する情報及び資料の収集及び提供
- (4) 建設業の社会的使命に関する宣伝啓発及び指導勧告
- (5) 建設業の技術及び経営等に関する研修会、講習会等の開催
- (6) 関係機関及び関係団体（以下「関係機関等」という。）への要望並びに関係機関等との意見交換及び提携
- (7) 防災・生活環境維持等の分野における建設業の能力を活用した社会貢献活動
- (8) 会員が有する公共工事等に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資事業
- (9) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は、青森県内において行うものとする。

第3章 会 員

(法人の構成員)

第6条 本協会に次の会員を置く。

- (1) 正 会 員 青森県内において建設業を営み、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定により許可を受けた個人又は法人で、本協会の目的に賛同して入会した者
- (2) 賛助会員 本協会の目的に賛同し、本協会の事業を賛助するために入会した個人又は団体

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(会員資格の取得)

第7条 本協会の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第8条 本協会の事業活動に経常的に生じる費用に充当するため、会員になった時及び毎年、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

2 会員がその資格を喪失しても、既に納付した入会金、会費その他の拠出金員は、これを返還しない。

(退 会)

第9条 会員は、本協会を退会しようとするときは、理事会の定めるところにより届出をしなければならない。

2 退会しようとする会員は、年会費に未納がある場合は、速やかに納入しなければならない。

(除 名)

第10条 会員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第8条の支払義務を1年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し又は解散したとき。

第4章 総 会

(総会の構成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権 限)

第13条 総会は次の事項について決議する。

- (1) 入会金及び会費の基準
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第14条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3か月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 総会を招集する者は、総会の日の1週間前（書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは、2週間前）までに、正会員に対して、必要な事項を記載した書面をもってその通知を発しなければならない。

(議 長)

第16条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ会長が定めた順序により、副会長がこれに当たる。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決 議)

第18条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名

- (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、書面による議決権の行使の結果、総会の開催前に、理事又は監事を選任する議案の候補者全員について、過半数の賛成がそれぞれ得られている場合（理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合を除く。）であって、総会において、議長が理事又は監事を選任する議案を候補者全員について一括で決議することを出席している議場の正会員に諮り、それに異議が出ないときは、一括で決議することができる。

（書面による議決権の行使等）

第19条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、理事会で定めるところにより書面によって議決権を行使し、又は他の正会員若しくは別に会長が指定した者を代理人として議決権を行使することができる。この場合において、書面又は代理人により議決権を行使する者は、総会に出席したものとみなす。

（決議の省略）

第20条 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び総会において選出された議事録署名人は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員等

（役員の設定）

第22条 本協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上20名以内
 - (2) 監事 5名以内
- 2 理事のうち8名を支部長とする。
- 3 支部長のうち1名を会長、3名以内を副会長とし、支部長以外の理事のうち1名を専務理事とする。
- 4 監事のうち1名を代表監事とする。

- 5 第3項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長及び専務理事並びに支部長のうち会長及び副会長以外の者をもって法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、総会の決議によって正会員の中から選任する。ただし、理事及び監事のうちそれぞれ1名は、正会員以外から選任することができる。

- 2 支部長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 会長及び副会長は、理事会の決議によって支部長の中から選定する。
- 4 専務理事は、理事会の決議によって支部長以外の理事の中から選定する。
- 5 代表監事は、監事の互選によって監事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本協会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、本協会の業務を分担執行する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、本協会の業務を分担執行する。
- 5 支部長は、理事会において別に定めるところにより、本協会の業務を分担執行する。
- 6 会長、副会長、専務理事及び支部長は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は監事会を組織し、監事会の議長は、代表監事がこれに当たる。
- 4 監事会の運営に関して必要な事項は、監事の合議により別に定める。

(役員任期)

第26条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第28条 理事及び監事は、無報酬とする。

(責任の免除)

第29条 本協会は、理事又は監事の法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(名誉会長、評議員及び顧問)

第30条 本協会に、理事会の決議によって次の職を置くことができる。

- (1) 名誉会長 1名
- (2) 評議員 30名以内
- (3) 顧問 若干名

2 名誉会長は、本協会の功労者として、会長の諮問を受け、会務の重要事項に関して意見を述べる。

3 評議員は、評議員会を組織し、理事会の諮問を受け、本協会の運営に関して意見を述べる。

4 顧問は、会長の諮問を受け、本協会の事業について参考意見を述べる。

5 名誉会長、評議員及び顧問は、無報酬とする。

6 名誉会長、評議員及び顧問の任期は、第26条第1項の規定を準用する。

7 評議員会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会で別に定める。

第6章 理事会

(構成)

第31条 本協会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本協会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事及び支部長の選定及び解職

(招集)

第33条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事会を招集する者は、理事会の日の一週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。ただし、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議 長)

第34条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ会長が定めた順序により、副会長がこれに当たる。

(決 議)

第35条 理事会の議事は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 会 計

(事業年度)

第37条 本協会の事業年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第38条 本協会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けて、定時総会に報告しなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第39条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第40条 本協会は、剰余金の分配を行うことができない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第41条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第42条 本協会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第43条 本協会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第44条 本協会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 委員会

(委員会)

第45条 本協会は、事業の円滑な遂行を図るため、理事会の決議によって委員会を置くことができる。

- 2 委員会は、その目的とする事業について、調査及び研究し、又は審議する。
- 3 委員の任免は、理事会の決議を経て会長が行い、委員の互選により委員長を選定する。
- 4 委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

第11章 事務局

(事務局)

第46条 本協会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長の任免は、理事会の決議を経て会長が行う。
- 4 職員の任免は、会長が行う。
- 5 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

第 12 章 補 則

(委 任)

第 47 条 法令及びこの定款に定めるもののほか、本協会の運営に関して必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第 121 条第 1 項において読み替えて準用する整備法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本協会の最初の会長は今誠康、副会長は鹿内雄二及び下館康男、専務理事は竹内春繁、会長又は副会長以外の支部長は増田教正、桜庭勝幸、井上馨、吉川功一及び熊谷國治とする。
- 3 整備法第 121 条第 1 項において読み替えて準用する整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 37 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則 （令和 3 年 5 月 27 日）

- 1 この定款は、総会の決議の時から施行する。